



池田市公報

第95号
 発行所 池田市役所
 発行者 池田市長 冨田裕樹
 編集 総合政策部 法制課

令和元年12月1日発行

目次

条 例	(ページ)
○ 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	2
○ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例	14
○ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	16
○ 池田市印鑑条例の一部を改正する条例	16
○ 池田市市税条例の一部を改正する条例	17
○ 池田市葬祭条例の一部を改正する条例	19
○ 池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例	20
○ 池田市民文化会館条例の一部を改正する条例	20
○ 池田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	21
○ 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例	21
規 則	
○ 副市長事務分担規則及び池田市公印規則の一部を改正する規則	22
○ 池田市当住宅等指定管理者選定・評価委員会規則	22
○ 池田市都市緑化植物園等指定管理者選定・評価委員会規則の一部を改正する規則	23
○ 池田市保健医療対策協議会規則の一部を改正する規則	23
○ 池田市ホームページ再構築事業者選定委員会規則を廃止する規則	24
○ 池田市国際交流員の勤務条件等に関する規則	24
○ 池田市当住宅条例施行規則の一部を改正する規則	28
○ 池田市財務規則及び池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則	30
○ 池田市臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	30
○ 池田市庁舎の目的外使用に関する使用料条例施行規則の一部を改正する規則	30
○ 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則	31
○ 池田市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則	32
○ 池田市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則	33
○ 池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則の一部を改正する規則	34
○ 池田市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則	34
○ 池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	34
○ 池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則	37
○ 池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	38
池田病院	
○ 市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	40
上下水道部	
○ 池田市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	40
教育委員会	
○ 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係規則の整備に関する規則	40

本号には、令和元年7月2日から令和元年10月1日までに公布をした条例及び規則のほか、池田病院及び上下水道部の規程並びに教育委員会の規則を掲載しています。

条 例

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第14号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

(給与の支給)

第3条 給与（通勤手当及び期末手当を除く。）は、月1回、規則で定める日に、当該日の属する月の前月の初日から末日までの間における勤務に対して支給する。

2 会計年度任用職員から申し出があつたときは、前項の給与並びに通勤手当、期末手当及び費用弁償の全部又は一部を当該会計年度任用職員の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(給与からの控除)

第4条 会計年度任用職員に支給する給与から控除するものは、法令に別段の定めがあるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 法第52条に規定する職員団体があつせんする購買物品の代金、その構成員たる会計年度任用職員から徴収する団体本来の運営に要する経常的な職員団体費、労働金庫の預金及び諸貸付金の返済金
- (2) 池田市職員厚生会が行う購買事業、文化事業、体育事業、厚生事業、貯蓄組合事業及び団体契約生命保険に関し、会計年度任用職員が契約し、又は給与からの控除を届け出た諸納付金及び池田市職員厚生会の会費
- (3) 親睦団体の会費及び市立保育所等に勤務する会計年度任用職員の給食費
- (4) 池田市勤労者互助会の会費

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額によるものとし、当該給料の月額は、フルタイム会計年度任用職員給料表（別表第1）に定めるところによる。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づきこれをフルタイム会計年度任用職員給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表（別表第2）に定めるところによる。

3 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定の定めるところにより、任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者又は同条第2項の規定により任命権者の委任を受けた者をいう。以下同じ。）が決定する。

4 フルタイム会計年度任用職員の号給は、規則に定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、その者がフルタイム会計年度任用職員となつた日から支給する。ただし、退職した日に再びフルタイム会計年度任用職員となつたときの給料は、その日の翌日から支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員が退職したとき（死亡により退職したときを除く。）は、当該退職の日まで給料を支給する。

3 フルタイム会計年度任用職員が死亡により退職したときは、当該死亡した日の属する月の末日まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年池田市条例第3号）第3条に規定する週休日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第7条 フルタイム会計年度任用職員に地域手当を支給する。

2 前項の地域手当の月額は、給料月額に100分の15を乗じて得た額とする。

3 前条の規定は、第1項の地域手当の支給方法について準用する。この場合において、同条中「給料」とあるのは「地域手当」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第8条 通勤手当は、次に掲げるフルタイム会計年度任用職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とするフルタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるフルタイム会計年度任用職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他任命権者が特に承認する交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とするフルタイム会計年度任用職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げるフルタイム会計年度任用職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするフルタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げるフルタイム会計年度任用職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。以下同じ。）につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
 - (2) 前項第2号に掲げるフルタイム会計年度任用職員 自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員にあつては2,000円、使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員にあつては4,200円、使用距離が片道10キロメートル以上であるフルタイム会計年度任用職員にあつては31,600円を超えない範囲内で規則で定める額
 - (3) 前項第3号に掲げるフルタイム会計年度任用職員 1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（当該合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- 3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員に、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該フルタイム会計年度任用職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第9条 フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条から第12条までにおいて「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第11条の規定により正規の勤務時間中に勤務したフルタイム会計年度任用職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第10条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第11条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から同月31日までの日並びに1月2日及び同月3日（以下「休日」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、当該正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第12条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料及び地域手当の月額合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたものから1会計年度における休日の日数に1日当たりの正規の勤務時間を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第13条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、休日である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第14条 期末手当は、基準日(6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日をいう。以下この条及び次条において同じ。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(任期(任命権者を同じくするものに限る。第3項及び第4項並びに第24条において同じ。)の定めが6か月以上の者に限る。以下この項において同じ。)に対して、基準日の属する月の規則で定める日(以下この条及び次条並びに第16条第1項において「支給日」という。)に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額(基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額をいう。)に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間(この条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間をいう。以下同じ。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6か月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6か月以上の者とみなす。

4 6月に期末手当を支給する場合において、当該支給日の属する会計年度の前会計年度(以下この項及び第24条第3項において「前会計年度」という。)の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6か月未満のものに限る。)の定めとその者の前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6か月以上の者とみなす。

5 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当に係る支給制限)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けたフルタイム会計年度任用職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職したフルタイム会計年度任用職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職したフルタイム会計年度任用職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けたフルタイム会計年度任用職員(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当に係る一時差し止処分)

第16条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていたフルタイム会計年度任用職員で、当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕され、又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至り、かつ、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する市民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認める場合

2 任命権者は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差し止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差し止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該通知を受けるべき者の所在が知れないときは、その者の氏名及び当該通知をいつでもその者に交付する旨を池田市公告式条例（昭和25年池田市条例第24号）第2条第1項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、当該掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をしたものに対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、第3項後段の規定により当該一時差止処分を行う旨の通知が到達したものとみなした場合は、この限りでない。
- 8 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、市長に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、第2項の書面及び第7項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。
(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第17条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額によるものとし、当該報酬の基準となる額は、パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表（別表第3）に定めるところによる。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づきこれをパートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表に定めるところによる。
- 3 パートタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定の定めるところにより、任命権者が決定する。
- 4 パートタイム会計年度任用職員の号給は、規則に定める基準に従い任命権者が決定する。
- 5 月額により報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員の報酬額は、第2項から前項までの規定により決定したパートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表に定める額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 6 日額により報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員の報酬額は、第2項から第4項までの規定により決定したパートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表に定める額に12を乗じて得た額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1会計年度における休日の日数にフルタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じたものを減じたもので除して得た額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 7 時間額により報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員の報酬額は、第2項から第4項までの規定により決定したパートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表に定める額に12を乗じて得た額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1会計年度における休日の日数にフルタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じたものを減じたもので除して得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第18条 日額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員の報酬は勤務日数に応じて、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員の報酬は勤務時間に応じて報酬を支給する。

- 2 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員の報酬は、その者がパートタイム会計年度任用職員となった日から支給する。ただし、退職した日に再び月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員となったときの報酬は、その日の翌日から支給する。

- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が退職したとき（死亡により退職したときを除く。）は、当該退職の日まで報酬を支給する。
- 4 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が死亡により退職したときは、当該死亡した日の属する月の末日まで報酬を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）
- 第19条 パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条から第21条までにおいて「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務に係る報酬を支給する。
- 2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対しては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。
- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第21条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替（パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員の当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間は、正規の勤務時間に勤務したものとみなして報酬を支給する。ただし、週休日の振替により勤務することを命ぜられた日の属する週における勤務時間が38時間45分を超える場合にあっては、当該38時間45分を超えて勤務した全時間（第21条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間（前項本文に規定する時間を除く。）が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、当該60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午後5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。
（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）
- 第20条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午後5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を夜間勤務に係る報酬として支給する。
- (1) 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員 100分の25
- (2) 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員 100分の125
（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）
- 第21条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、当該正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。
（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）
- 第22条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第17条第2項から第4項までの規定により決定したパートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表に定める額に12を乗じて得た額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1会計年度における休日の日数にフルタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。
（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）
- 第23条 月額又は日額により報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、休日である場合、有給の

休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 第14条(第3項及び第4項を除く。)の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、第14条第2項中「基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額」とあるのは「基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬額の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6か月以上に達したときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6か月未満のものに限る。)の定めとその者の前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6か月以上に達したときは、第1項に規定する任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当に係る支給制限及び一時差止処分についての準用)

第25条 第15条及び第16条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第15条中「前条第1項」とあるのは「第24条第1項において準用する前条第1項」と、同条各号の規定中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、第16条第1項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第26条 第8条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について準用する。この場合において、第8条第1項中「通勤手当」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償」と、「掲げるフルタイム会計年度任用職員」とあるのは「掲げるパートタイム会計年度任用職員(規則に定める要件に該当する者に限る。)」と、同項各号中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第2項中「通勤手当」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償」と、「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「通勤手当」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償」と、同条第4項中「通勤手当」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償」と、「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第5項中「通勤手当」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が、公務のため旅行する場合には、当該パートタイム会計年度任用職員に対し、旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の支給は、池田市職員旅費条例(昭和23年池田市条例第50号)の規定の例による。この場合において、当該費用弁償の基準は、同条例別表の4号の基準とする。

(会計年度任用職員が死亡した場合の給与等の支給)

第28条 会計年度任用職員が在職中死亡した場合において、当該会計年度任用職員が支給を受けるべき給与等(パートタイム会計年度任用職員が支給を受けるべき費用弁償を含む。次条において同じ。)は、その遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第29条 前条の遺族の範囲は、次に掲げる者をいう。

(1) 配偶者(届出をしていないが、会計年度任用職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 会計年度任用職員と生計を一にする子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前2号に掲げる者のほか、会計年度任用職員の親族で当該会計年度任用職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

2 前条の規定により給与等の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、同号に掲げる者のうちにあつては、父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 前項の規定により給与等の支給を受けるべき遺族に同順位の方が2人以上ある場合には、その人数によって当該給与等の額を等分して当該各遺族に支給する。

4 第1項の遺族のない場合においては、葬祭を行った者(次項第1号に掲げる者を除く。)に対して、前条の規定により遺族に支給する給与等の額の2分の1以内を支給することができる。

5 次に掲げる者は、前条の規定により給与等の支給を受けるべき遺族としない。

(1) 会計年度任用職員を故意に死亡させた者

(2) 会計年度任用職員の死亡前に、当該会計年度任用職員の死亡によって第2項及び第3項の規定により給与等の支給を受ける先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与及び費用弁償)

第30条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(端数処理)

第31条 第17条に定めるもののほか、給与の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(規則への委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(期末手当に関する特例)

2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第14条第2項(第24条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の65」とする。

別表第1 (第5条関係)

フルタイム会計年度任用職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	130,400	148,600	180,100	181,200
2	131,300	149,700	181,900	183,700
3	132,300	150,800	183,700	186,300
4	133,200	151,900	185,500	189,000
5	134,200	153,000	187,100	191,700
6	135,200	154,400	188,900	194,500
7	136,200	155,700	190,700	197,300
8	137,200	157,000	192,400	200,200
9	138,000	158,300	194,000	203,100
10	139,000	159,800	195,800	206,100
11	140,000	161,300	197,600	209,000
12	141,100	162,900	199,400	211,900
13	141,900	164,200	200,900	214,600
14	142,900	165,700	202,700	216,300
15	143,900	167,200	204,500	218,100
16	144,900	168,700	206,300	219,800
17	146,000	170,100	207,900	221,500
18	147,200	172,800	209,700	223,200
19	148,400	175,400	211,500	225,000
20	149,600	178,000	213,300	226,600
21	150,700	180,700	214,700	228,500
22	151,900	182,400	216,500	230,400
23	153,100	184,000	218,200	232,400
24	154,300	185,700	220,000	234,400
25	155,500	187,200	221,700	236,000
26	157,000	188,900	223,400	238,000
27	158,500	190,700	225,000	239,900
28	160,000	192,400	226,600	241,900
29	161,400	194,000	228,000	243,600
30	162,900		229,700	245,500
31	164,400		231,300	247,500

32	165,900	232,900	249,500
33	167,400	234,000	251,300
34	169,200	235,500	253,300
35	171,000	236,900	255,200
36	172,800	238,200	257,100
37	174,600	239,500	258,500
38	176,300	240,700	260,200
39	178,000	241,700	261,700
40	179,700	242,900	263,300
41	181,300	244,200	264,900
42	182,700	245,300	266,100
43	184,000	246,500	267,000
44	185,400	247,800	268,100
45	186,900	248,700	269,000
46	188,200	250,100	269,900
47	189,600	251,500	270,700
48	191,000	252,900	271,500
49	192,300	254,300	272,400
50	193,400	255,700	273,100
51		257,100	273,800
52		258,400	274,600
53		259,600	275,500
54		260,900	276,300
55		262,300	277,200
56		263,600	278,100
57		264,700	278,900
58		265,800	280,200
59		267,100	281,300
60		268,400	282,700
61		269,400	283,800
62		270,500	285,200
63		271,800	286,500
64		273,100	287,700
65		274,000	288,800
66		275,000	290,100
67		275,900	291,400
68		277,000	292,700
69		278,100	293,800
70		279,100	294,700
71		280,000	295,700
72		281,000	296,700
73		281,500	297,800
74		282,400	298,800
75		283,100	299,900
76		284,000	301,000
77		285,000	301,700
78		285,800	302,600
79		286,600	303,400
80		287,400	304,300
81		288,200	305,000
82		288,700	305,900
83		289,100	306,800
84		289,600	307,700

85		289,800	308,100
86		290,100	308,800
87		290,300	309,500
88		290,700	310,400
89		290,900	311,300
90			312,100
91			312,900
92			313,600
93			314,300
94			315,000
95			315,700
96			316,400
97			316,800
98			317,200
99			317,600
100			318,000
101			318,300
102			318,700
103			319,000
104			319,400
105			319,800
106			320,300
107			320,800
108			321,300
109			321,700
110			322,200
111			322,600
112			323,100
113			323,400
114			323,900
115			324,300
116			324,800
117			325,100
118			325,500
119			326,000
120			326,500
121			326,700
122			327,100
123			327,600
124			327,900
125			328,100
126			328,400
127			328,900
128			329,300
129			329,500
130			329,900
131			330,400
132			330,800
133			331,000
134			331,400
135			331,900
136			332,200
137			332,500

138			332,900
139			333,300
140			333,700
141			334,100

別表第2 (第5条、第17条関係)

等級別基準表職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務又は補助的な業務を行う技能員その他の規則で定める職務
2級	定型的な業務又は補助的な業務を行う事務補助その他の規則で定める職務
3級	相当の知識又は経験を必要とする保育士、留守家庭児童会指導員その他の規則で定める職務
4級	相当の知識又は経験を必要とする講師、幼稚園講師その他の規則で定める職務

別表第3 (第17条、第22条関係)

パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	149,960	170,890	207,115	208,380
2	150,995	172,155	209,185	211,255
3	152,145	173,420	211,255	214,245
4	153,180	174,685	213,325	217,350
5	154,330	175,950	215,165	220,455
6	155,480	177,560	217,235	223,675
7	156,630	179,055	219,305	226,895
8	157,780	180,550	221,260	230,230
9	158,700	182,045	223,100	233,565
10	159,850	183,770	225,170	237,015
11	161,000	185,495	227,240	240,350
12	162,265	187,335	229,310	243,685
13	163,185	188,830	231,035	246,790
14	164,335	190,555	233,105	248,745
15	165,485	192,280	235,175	250,815
16	166,635	194,005	237,245	252,770
17	167,900	195,615	239,085	254,725
18	169,280	198,720	241,155	256,680
19	170,660	201,710	243,225	258,750
20	172,040	204,700	245,295	260,590
21	173,305	207,805	246,905	262,775
22	174,685	209,760	248,975	264,960
23	176,065	211,600	250,930	267,260
24	177,445	213,555	253,000	269,560
25	178,825	215,280	254,955	271,400
26	180,550	217,235	256,910	273,700
27	182,275	219,305	258,750	275,885
28	184,000	221,260	260,590	278,185
29	185,610	223,100	262,200	280,140
30	187,335		264,155	282,325
31	189,060		265,995	284,625
32	190,785		267,835	286,925
33	192,510		269,100	288,995
34	194,580		270,825	291,295
35	196,650		272,435	293,480
36	198,720		273,930	295,665
37	200,790		275,425	297,275

38	202,745	276,805	299,230
39	204,700	277,955	300,955
40	206,655	279,335	302,795
41	208,495	280,830	304,635
42	210,105	282,095	306,015
43	211,600	283,475	307,050
44	213,210	284,970	308,315
45	214,935	286,005	309,350
46	216,430	287,615	310,385
47	218,040	289,225	311,305
48	219,650	290,835	312,225
49	221,145	292,445	313,260
50	222,410	294,055	314,065
51		295,665	314,870
52		297,160	315,790
53		298,540	316,825
54		300,035	317,745
55		301,645	318,780
56		303,140	319,815
57		304,405	320,735
58		305,670	322,230
59		307,165	323,495
60		308,660	325,105
61		309,810	326,370
62		311,075	327,980
63		312,570	329,475
64		314,065	330,855
65		315,100	332,120
66		316,250	333,615
67		317,285	335,110
68		318,550	336,605
69		319,815	337,870
70		320,965	338,905
71		322,000	340,055
72		323,150	341,205
73		323,725	342,470
74		324,760	343,620
75		325,565	344,885
76		326,600	346,150
77		327,750	346,955
78		328,670	347,990
79		329,590	348,910
80		330,510	349,945
81		331,430	350,750
82		332,005	351,785
83		332,465	352,820
84		333,040	353,855
85		333,270	354,315
86		333,615	355,120
87		333,845	355,925
88		334,305	356,960
89		334,535	357,995
90			358,915

91			359,835
92			360,640
93			361,445
94			362,250
95			363,055
96			363,860
97			364,320
98			364,780
99			365,240
100			365,700
101			366,045
102			366,505
103			366,850
104			367,310
105			367,770
106			368,345
107			368,920
108			369,495
109			369,955
110			370,530
111			370,990
112			371,565
113			371,910
114			372,485
115			372,945
116			373,520
117			373,865
118			374,325
119			374,900
120			375,475
121			375,705
122			376,165
123			376,740
124			377,085
125			377,315
126			377,660
127			378,235
128			378,695
129			378,925
130			379,385
131			379,960
132			380,420
133			380,650
134			381,110
135			381,685
136			382,030
137			382,375
138			382,835
139			383,295
140			383,755
141			384,215

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第15号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例
(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和27年池田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

6 第1項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の休職の期間は、同条第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

第6条第2項中「休職の期間中給与条例」を「池田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年池田市条例第19号)及び池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年池田市条例第14号)」に改め、「限り、」の次に「休職の期間中」を加える。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和27年池田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「日刊新聞紙に少くとも1回掲載する」を「池田市公告式条例(昭和25年池田市条例第24号)第2条第1項に規定する掲示場に掲示する」に、「最後に掲載された」を「当該掲示場に掲示した」に改め、同条第4項中「行なった」を「行った」に、「すみやかに法第49条」を「速やかに法第49条第1項」に、「写」を「写し」に改める。

第4条第2項中「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年池田市条例第14号)第17条の規定により決定した報酬額)」を、「10分の1」の次に「に相当する額」を加える。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年池田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成4年池田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年池田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1項を加える。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第4条の2 任命権者は、職員に公務のため臨時に必要な場合(当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずるとして任命権者において特にその必要があると認める場合に限る。)においては、第2条及び第7条の規定にかかわらず、正規の勤務時間(第2条及び第7条の規定により適用される勤務時間をいう。以下同じ。)以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条の見出し中「勤務時間」の次に「、休暇等」を加え、同条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を、「勤務時間」の次に「、休暇等」を加え、「常勤職員の1週間当たりの4分の3を超えない範囲内において任命権者の任意に定めるところによる」を「第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める」に改める。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年池田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「それぞれの基準日」を「基準日(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下単に「会計年度任用職員」という。)にあっては、池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年池田市条例第14号。以下「会計年度任用職員条例」という。)第14条第1項に規定する基準日)のうち、6月の支給にあっては6月1日、12月の支給にあっては12月1日」に、「基準日以前」を「当該基準日以前」に改め、同条第2項中「それぞれの基準日」を「基準日(会計年度任用職員にあっては、会計年度任用職員条例第14条第1項に規定する基準日)のうち、6月の支給にあっては6月1日、12月の支給にあっては12月1日」に、「のうち、」を「(会計年度任用職員を除く。次条において同じ。)のうち、当該」に改める。

第21条第1項中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあ

っては会計年度任用職員条例第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき会計年度任用職員条例第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給し、同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員にあっては会計年度任用職員条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき会計年度任用職員条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(池田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 池田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年池田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「短時間勤務の職を占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(池田市職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

第8条 池田市職員の厚生制度に関する条例(昭和28年池田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年池田市条例第3号)第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員の勤務時間の範囲内において最も短い勤務時間以上の勤務時間の者(第2号に該当する者を除く。）」であって、」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第3号から第5号までの規定に該当する者については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年池田市条例第3号)第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員の勤務時間の範囲内において最も短い勤務時間以上の勤務時間の者に限るものとする。

第2条第3号中「(同条例第36条に規定する臨時的任用職員を除く。）」を削り、同条に次の1号を加える。

(5) 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年池田市条例第14号)第2条に規定するフルタイム会計年度任用職員

(池田市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第9条 池田市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例(昭和39年池田市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の職員」を「の特別職の職員」に改め、同条第11号中「以外の」の次に「非常勤の」を加え、同号を同条第12号とし、同条第10号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) スポーツ推進委員

第2条第1項中「第10号」を「第11号」に改め、同条第2項中「前条第11号」を「前条第12号」に改める。

第3条第1項及び第2項中「第10号」を「第11号」に改め、同条第3項及び第5項中「第1条第11号」を「第1条第12号」に改める。

別表第1中	学校運営協議会委員	8,200	を	学校運営協議会委員	8,200
				スポーツ推進委員	4,300

に改め、同表備考に次の1項を加える。

5 スポーツ推進委員が実技指導業務を行った場合は、日額2,100円を加算する。

別表第2相談員等の業務の部から調査員等の部までを削り、同表その他の専門的業務の部国際交流専門員の中「国際交流専門員」を「人材育成参与」に、「104,000円」を「258,100円」に改め、同表備考第5項を削り、同表備考第6項を同表備考第5項とする。

(池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 池田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年池田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の職員」の次に「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

第36条を削り、第37条を第36条とし、第38条を第37条とし、第39条を第38条とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第11条 職員の退職手当に関する条例(昭和38年池田市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「前条に規定する職員のうち」を削り、「もの」を「職員」に改め、同条第2項中「22日」を「18日」に、「こえる」を「超える」に、「勤続し」を「勤続した者の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(同項第1号に該当する者に限る。)及び同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員については、この限りでない。

(池田市職員旅費条例の一部改正)

第12条 池田市職員旅費条例(昭和23年池田市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改める。

別表備考第2項中「臨時的任用職員」の次に「及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第16号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和27年池田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 池田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年池田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第18条第5項中「及び」を「又は」に、「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第33条第1項の」を「同項の」に、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

第33条第1項中「若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第5項中「若しくは失職し」を削る。

第33条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第34条第1項中「若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和38年池田市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正)

第4条 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成18年池田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号ア中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 心身の故障により管理の業務を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年池田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年池田市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第14条中「若しくは失職(地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職する場合に限る。次条において同じ。)」を削る。

第14条の2中「若しくは失職し」を削る。

第15条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(池田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第7条 池田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和56年池田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条各号列記以外の部分中「の1」を「のいずれか」に改め、同条第1号中「第3号」を「第2号」に、「の1」を「に掲げる者のいずれか」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項本文の規定による施行の日前に、第4条の規定による改正前の池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第4条の規定による指定管理者の資格に基づき行われた指定管理者に係る選定、処分その他の行為により生じた効力については、同日以後においても、なお従前の例による。

池田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第17号

池田市印鑑条例の一部を改正する条例

池田市印鑑条例（昭和51年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市に住所を有し、」を削り、「基づき、」を「基づき本市が備える」に改める。

第4条第1項中「登録申請にかかる印鑑が、」を「登録の申請に係る印鑑が」に、「の一」を「のいずれか」に、「印鑑登録の申請を受理しない」を「は、当該印鑑の登録をしない」に改め、同項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」を「の氏名、旧氏」に改め、同項第3号中「が一辺」を「が1辺」に、「又は一辺」を「又は1辺」に改め、同項第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条第2項中「かかわらず、」の次に「市長は、」を加え、「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により調製する住民票にあっては、記録。第6条において同じ。）がされている」に改める。

第6条中「、又は」を「又は」に、「ほか当該」を「ほか、当該」に、「かかる次の各号」を「係る次」に改め、同条第3号中「外国人住民に係る」を「氏に変更があった者であって住民票に旧氏の記載がされている場合は氏名及び当該旧氏、外国人住民であって」に、「が記録されている場合にあっては、氏名及び」を「の記載がされている場合は氏名及び当該」に改め、同条第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

池田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第18号

池田市市税条例の一部を改正する条例

（池田市市税条例の一部改正）

第1条 池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第29条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与と所得税法第190条の規定を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第30条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）当該給与と所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第30条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第30条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第31条第1項中「「によって」を「により」に、「同条第6項若しくは第7項」を「同条第7項若しくは第8項」に、「「においては」を「には」に改める。

第93条の2の次に次の1条を加える。

（環境性能割の課税免除）

第93条の2の2 市長は、日本赤十字社が直接専用する3輪以上の軽自動車（前条に規定する軽自動車等に該当するものを除く。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を課さない。

2 前項の規定による環境性能割の課税免除を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

附則第34条の2に次の3項を加える。

- 2 当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断は、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき行うものとする。
- 3 当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第34条の4の規定により読み替えられた第93条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において当該賦課徴収を行う者が知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第34条の2を附則第34条の2の3とし、附則第34条の次に次の2条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第34条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第34条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第92条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例）

第34条の2の2 市長は、当分の間、第93条の2の2の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を課税免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第34条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第93条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第35条第1項中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条第2項中「平成29年4月1日」を「平成31年4月1日」に、「平成30年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(2)	3,900円	1,000円
第2号ア(3)(i)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(3)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第35条第3項中「3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるのものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日」を「平成31年4月1日」に、「平成30年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(2)	3,900円	2,000円
第2号ア(3)(i)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(3)(ii)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第35条第4項中「3輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日」を「平成31年4月1日」に、「平成30年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改

め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(2)	3,900円	3,000円
第2号ア(3)(i)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(3)(ii)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第35条の2(見出しを含む。)中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第2条 池田市市税条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第35条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第35条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中池田市市税条例第29条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに同条例第30条の2、第30条の3及び第31条第1項の改正規定(以下「令和2年施行改正規定」という。)並びに次条の規定 令和2年1月1日

(2) 第2条中池田市市税条例第15条の改正規定(以下「令和3年施行改正規定」という。)及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条(令和3年施行改正規定を除く。)及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定(令和2年施行改正規定に限る。)による改正後の池田市市税条例(以下この条において「令和2年新条例」という。)第29条第5項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 令和2年新条例第30条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき池田市市税条例第29条第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第30条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 令和2年新条例第30条の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する令和2年新条例第30条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 第2条の規定(令和3年施行改正規定に限る。)による改正後の池田市市税条例第15条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定(令和2年施行改正規定を除く。)による改正後の池田市市税条例(以下「令和元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条本文に規定する施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 第2条の規定(令和3年施行改正規定を除く。)による改正後の池田市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

池田市葬祭条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第19号

池田市葬祭条例の一部を改正する条例

池田市葬祭条例（昭和41年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	料金		を	使用区分	利用料金の額	に、「15,000円」
	使用区分	金額				

を「15,200円」に、「7,500円」を「7,600円」に、「150,000円」を「152,700円」に、「36,000円」を「36,600円」に、「27,000円」を「27,500円」に、「40,000円」を「40,700円」に、「109,000円」を「111,000円」に、「173,000円」を「176,200円」に、「60,000円」を「61,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に受けた使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前に受けた使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第20号

池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

池田市水道事業給水条例（平成9年池田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「第5条に規定する」を「第6条第1項各号に掲げる」に改める。

第42条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程（以下この号並びに次条第2号及び第4号において「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、」を加える。

第43条第2号中「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校の卒業生」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。第4号において同じ。）」を加え、同条第4号中「卒業した」の次に「（当該科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

池田市民文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第21号

池田市民文化会館条例の一部を改正する条例

池田市民文化会館条例（昭和49年池田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の表中	時間区分		を	使用区分	に、	時間区分別	を
	種別	種別					

①午前9時～正午 ②午後1時～午後5時 ③午後6時～午後10時	に、「60,000」を「61,100」に、「85,000」を「86,500」に、
---------------------------------------	--

「100,000」を「101,800」に、「50,000」を「50,900」に、「120,000」を「122,200」に、「140,000」を「142,500」に、「70,000」を「71,200」に、「25,000」を「25,400」に、「30,000」を「30,500」に、「34,000」を「34,600」に、「16,000」を「16,200」に、「28,000」を「28,500」に、「37,000」を「37,600」に、「42,000」を「42,700」に、「20,000」を「20,300」に、「17,000」を「17,300」に、「23,000」を「23,400」に、「13,000」を「13,200」に、「22,000」を「22,400」に、「35,000」を「35,600」に、「21,000」を「21,300」に、「27,000」を「27,500」に、「32,000」を「32,500」に、「15,000」を「15,200」に、「29,000」を「29,500」に、「45,000」を「45,800」に改め、同表(2)の表中「時間区分」を「使用区分」に、「6,000」を「6,100」に、「12,000」を「12,200」に、「7,000」を「7,100」に改め、同表(3)の表中「7,000円」を「7,100円」に、「6,000円」を「6,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、施行日以後の使用に係る第9条第1項の許可を受けた場合(施行日以後において、同項の規定により当該許可された事項の変更の許可(使用区分等の変更により適用される利用料金の額が変更されるものに限る。)を受けた場合を除く。)に適用される利用料金の額は、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

池田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第22号

池田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

池田市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年池田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第23号

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係条例の整備に関する条例(令和元年池田市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年池田市条例第21号)第14条第1項の改正規定中「以下この項」を「以下この項において」に、「以下この項、第19条及び第36条第3項」を「以下」に改める。

第2条のうち、池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第35条第3項の改正規定中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」に改める。

第2条のうち、池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第36条第3項の改正規定中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」に改める。

第2条のうち、池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第50条の改正規定中「この項、第19条及び第36条第3項」を削り、「及び第19条」を「及び第19条において」に、「地域型保育給費」を「地域型保育給付費」に改める。

第2条のうち、池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第51条第3項の改正規定中「除く。次条第3項において同じ」を「除く」に、「までを含む」を「までを含む。次条第3項において同じ」に改める。

第2条のうち池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第52条第3項に後段を加える改正規定中「特定満3歳未満保育認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども」に改め、「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

副市長事務分担規則及び池田市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月2日

池田市長 富 田 裕 樹

池田市規則第10号

副市長事務分担規則及び池田市公印規則の一部を改正する規則

(副市長事務分担規則の一部改正)

第1条 副市長事務分担規則（昭和50年池田市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表藤田 雅也の項中「藤田 雅也」を「岡田 正文」に改め、「環境部」の次に「、福祉部、子ども・健康部」を加え、「、市立池田病院、教育委員会」を削り、木田 公彦の項中「木田 公彦」を「元平 修治」に改め、「福祉部、子ども・健康部」を「市立池田病院、教育委員会」に改める。

(池田市公印規則の一部改正)

第2条 池田市公印規則（昭和37年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表の2専用公印の表中「副市長藤田」を「副市長岡田」に、

「 8		「 8
藤 副		岡 副
市	を	市
田 長		田 長
」		」

に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月6日から施行する。

池田市営住宅等指定管理者選定・評価委員会規則をここに公布する。

令和元年7月4日

池田市長 富 田 裕 樹

池田市規則第11号

池田市営住宅等指定管理者選定・評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号）第15条の規定に基づき、池田市営住宅等指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 市営住宅等（池田市営住宅条例（平成9年池田市条例第20号）第1条の市営住宅等をいう。以下同じ。）の指定管理者の選定に関すること。

(2) 市営住宅等の指定管理者の評価に関すること。

(組織等)

第3条 委員会の委員は、5人とし、そのうち3人以上を学識経験者等外部委員で構成するものとし、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、前条の所掌事項に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に出席委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市建設部まちづくり・交通課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合（第4条第3項の規定により会長の職務を代理する者が存する場合を除く。）における委員会の会議は、市長が招集する。

池田市都市緑化植物園等指定管理者選定・評価委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月12日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第12号

池田市都市緑化植物園等指定管理者選定・評価委員会規則の一部を改正する規則

池田市都市緑化植物園等指定管理者選定・評価委員会規則（平成25年池田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 五月山公園幹線園路

第2条中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 空港緑地グラウンド

第2条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 五月山緑地第1駐車場

第2条に次の2号を加える。

(11) 前各号に掲げるもの以外の公園施設

(12) 池田市立総合スポーツセンター

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公園施設のうち、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の許可を受けて設置若しくは管理を行うもの又は当該許可による管理を行わせることを予定し、当該管理の業務が開始されるまでの間にあるもの（現に指定管理者が管理する公園施設であって、当該管理に係る指定の期間が満了するまでの間にあるものを除く。）は、委員会の所掌事項に係る施設から除くものとする。

(1) 自動車駐車場（前項第4号及び第5号に掲げるものを除く。）

(2) 売店

(3) 自動販売機

第3条第1項中「5名」を「5人以上7人」に改める。

第4条第1項中「副委員長」を「副会長」に改める。

附則第2項の見出しを「（会議の招集の特例）」に改め、同項中「この規則の施行後最初に開催される委員会の会議及び委員の任期満了に伴い新たに委嘱され、又は任命された委員より組織された委員会の最初に開催される」を「未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合（第4条第3項の規定により会長の職務を代理する者が存在する場合を除く。）における委員会の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市保健医療対策協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月22日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第13号

池田市保健医療対策協議会規則の一部を改正する規則

池田市保健医療対策協議会規則（平成25年池田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「調査審議する」を「調査審議し、その結果を市長に報告する」に改め、同条第5号を削り、同条第4号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に、「関し必要な」を「において必要な事項に関する」に改め、同条を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 保健医療施策の計画及び評価に関すること。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 医療を担う者を代表する者

第3条第2項第2号から第4号までを削り、同項第5号を同項第2号とし、同条の次に次の3号を加える。

(3) 健康で明るく住みよい地域づくりのために活動する団体を代表する者

(4) 青少年の健全育成のために活動する団体を代表する者

(5) 保健医療における関係行政機関（本市を除く。）の職員

第3条第2項第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 本市の職員

(7) 公募による市民

第3条第2項第8号から第10号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市ホームページ再構築事業者選定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年7月26日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第14号

池田市ホームページ再構築事業者選定委員会規則を廃止する規則

池田市ホームページ再構築事業者選定委員会規則（平成26年池田市規則第27号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

池田市国際交流員の勤務条件等に関する規則をここに公布する。

令和元年7月29日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第15号

池田市国際交流員の勤務条件等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、本市において国際交流活動に従事する国際交流員の勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 国際交流員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の嘱託員とする。

(国際交流員の職務)

第3条 国際交流員は、その所属する課（室、所）の長（以下「所属長」という。）の指示を受け、次に掲げる業務を職務として従事する。

(1) 観光インバウンドに関する業務

(2) 国際交流及び多文化共生に係る事務の補助に関する業務

(3) 姉妹都市及び友好都市に関する業務

(4) 市職員及び地域住民に対する語学指導への協力に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が必要と認める業務

(任用期間)

第4条 国際交流員の任用期間は、原則として一般財団法人自治体国際化協会が指定する来日日の翌日から起算して1年以内で任命

権者が定める期間とする。

- 2 任命権者は、任命権者と国際交流員との合意により、5回（任用の始期が4月1日である場合にあっては、4回）を限度として、再度1年以内の任用（以下「再任用」という。）を行うことができる。

（退職）

第5条 国際交流員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職するものとする。

- (1) 真にやむを得ない理由により前条に規定する任用期間の満了前に退職する旨を本人が申し出たとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 任用期間が満了したとき（再度の任用により、引き続き任用される場合を除く。）。

- 2 前項第1号の退職にあっては、国際交流員は、原則として退職しようとする日の30日前までに任命権者に申し出なければならぬ。
- （免職）

第6条 任命権者は、国際交流員が次の各号のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該国際交流員を免職することができる。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (2) 国際交流員たるにふさわしくない非行のあった場合
- (3) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合
- (4) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合
- (5) 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの原因が公務上若しくは通勤による災害である場合又は第13条第1項第2号及び第3号に規定する特別休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びその後30日間を除く。）を超えた場合
- (6) 応募の際の提出書類に虚偽の記載をした場合
（赴任及び帰国のための費用弁償）

第7条 任命権者は、国際交流員の赴任及び帰国のための旅行について費用弁償として旅費を支給する。この場合において、帰国のための旅費は、当該国際交流員がその任用期間の満了後1月以内に、日本において本市又は第三者と雇用の関係に入ることなく帰国のために日本を出発した場合に限り支給するものとし、その額は、本市から航空旅行の出発地までの運賃及び本邦から帰国地までの航空賃に相当する額とする。

（損害賠償）

第8条 任命権者は、国際交流員が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

（勤務時間等）

第9条 国際交流員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり35時間とする。

- 2 国際交流員の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとし、日曜日及び土曜日は、勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）とする。
- 3 休憩時間は、正午から午後1時までの1時間とし、この時間は、国際交流員が自由に使用できるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、国際交流員に対し、週休日に勤務することを指示することができる。この場合において、当該勤務を指示する必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を指定した日を起算日とする8週間後の日までの期間に週休日を振り替えることとする。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、所属長は、国際交流員に対し、その勤務時間及び休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

（休日）

第10条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から同月31日までの日並びに1月2日及び同月3日は、国際交流員の休日とし、国際交流員は、休日においては特に勤務を命ぜられる場合を除き、前条の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第11条 国際交流員の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、次の表に掲げる区分に応じた日数とする。

任用（再任用を除く。）の始期から起算した継続する任用期間	年次有給休暇の付与日数
1年以内	10日
1年を超え2年以内	11日
2年を超え3年以内	12日
3年を超え4年以内	14日
4年を超え5年以内	16日

- 2 前項の年次有給休暇に残日数を生じた場合には、当該年付与分の日数を限度として、当該年の翌年に繰り越してこれを取得することができる。ただし、次項の規定により1時間を単位として取得した年次有給休暇を第4項の規定により1日に換算し、当該年の総取得日数を算出する場合において、4時間未満の端数があるときは半日としてこれを切り上げ、4時間以上7時間未満の端数

があるときは1日としてこれを切り上げ、当該年の残日数を計算するものとする。

- 3 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、1の年において1時間を単位として取得することができる年次有給休暇の時間数は、35時間以内とする。
- 4 前項の半日を単位とする年次有給休暇は2回をもって1日とし、1時間を単位とする年次有給休暇は7時間をもって1日とする。
- 5 所属長は、国際交流員から請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

(特別休暇)

第13条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 国際交流員が、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 結婚式の当日、入籍日又は事実上の結婚生活を開始した日(以下この号において「結婚の日」という。)のうち、最も早い日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間
 - (2) 女子の国際交流員が出産する場合 出産の予定日を起算日とする6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から出産の予定日又は出産の日のいずれか遅い日までの間で、本人の請求のあった日から出産の予定日又は出産の日のいずれか遅い日までの期間
 - (3) 女子の国際交流員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
 - (4) 生後1年に達しない子を養育する国際交流員が、当該子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
 - (5) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する国際交流員が、当該子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
 - (6) 国際交流員の生理日の勤務が著しく困難である場合 連続する2日の範囲内の期間
 - (7) 国際交流員の親族(父母、配偶者、子、兄弟姉妹及び祖父母に限る。)が死亡した場合 連続する10日(兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は、5日)の範囲内の期間
 - (8) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
 - (9) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に依り必要と認める期間
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が特別な理由によりあらかじめ認めた場合 その都度必要と認める期間
- 2 前項第1号、第6号及び第7号の特別休暇の単位は、1日又は半日とする。この場合において、半日を単位とする当該特別休暇は、2回をもって1日とする。
 - 3 第1項第5号の特別休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。この場合において、半日を単位とする当該特別休暇は、2回をもって1日とし、1時間を単位とする当該特別休暇は、7時間をもって1日とする。
 - 4 第1項の特別休暇(同項第1号の特別休暇を除く。)の期間には、その期間中の週休日を含むものとする。
 - 5 第1項第1号及び第7号から第9号までの特別休暇は有給とし、同項第2号から第6号まで及び第10号の特別休暇は無給とする。

(起訴による休職)

第14条 国際交流員が刑事事件に関し起訴されたときは、任命権者は、当該国際交流員を休職させることができる。

- 2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬は、支給しない。

(勤務の禁止)

第15条 国際交流員が労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第61条第1項各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、任命権者は、当該国際交流員を勤務させてはならない。

- 2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬は、支給しない。

(休暇等の手続)

第16条 第13条第1項の特別休暇を取得する場合は、あらかじめ所属長に予定日数を届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ所属長に届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

- 2 第13条第1項第2号及び第3号の特別休暇を請求しようとするときは、医師又は助産師の出産証明書を提出しなければならない。
- 3 第13条第1項第5号の特別休暇を請求しようとするときは、医師の診断書又は予防接種若しくは健康診断を受けさせることを証明する書類その他の当該特別休暇の請求に係る子の看護のため勤務しないことが相当と認められることを証する書類を提出しなければならない。
- 4 病気又は負傷のため連続して1週間を超えて勤務しない場合は、医師の診断書を所属長に提出し、所属長を通じて医師の診断書を任命権者に提出しなければならない。この場合において、任命権者は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。

- 5 国際交流員に第14条第1項の規定による休職及び前条第1項の規定による勤務の禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該国際交流員は、速やかにその事実を所属長に届けなければならない。
(職務上の命令に従う義務)
- 第17条 国際交流員は、その職務を遂行するに当たって、所属長の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
(勤務成績の評定)
- 第18条 所属長は、国際交流員の執務について、勤務成績の評定を行うものとする。
(職務に専念する義務)
- 第19条 国際交流員は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。
(信用失墜行為の禁止)
- 第20条 国際交流員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
(守秘義務)
- 第21条 国際交流員は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また同様とする。
(ハラスメントの禁止)
- 第22条 国際交流員は、性的な言動又は他の職員の妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動によって他の職員に不快感を与え、若しくは就業環境を害してはならない。
(営利企業等への従事の制限)
- 第23条 国際交流員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。
(宗教活動等の制限)
- 第24条 国際交流員は、その職務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。
(自動車等の運転の制限)
- 第25条 国際交流員は、自宅から任命権者が指定する勤務場所への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなく勤務のために自動車等を運転してはならない。
(懲戒処分)
- 第26条 任命権者は、国際交流員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該国際交流員に対し、戒告、減給又は停職の処分をすることができる。
(1) 日本国憲法その他日本の法令又はこの規則に違反した場合
(2) 国際交流員たるにふさわしくない非行のあった場合
(3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 2 前項の処分を行うときは、次の各号に掲げる処分の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
(1) 戒告 書面により当該行為を戒める。
(2) 減給 1日以上6月以下の期間、報酬の10分の1以下の額を減じて行うものとする。
(3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止し、その間の報酬は支給しない。
(公務外の災害補償)
- 第27条 任命権者は、国際交流員が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合の損害補償について、海外旅行傷害保険契約の締結により、保険金の範囲内で保証するものとする。
(補則)
- 第28条 国際交流員の勤務条件等に関する事項でこの規則に定めのないものについては、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令並びにこの市の条例及び規則の定めるところによる。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(池田市非常勤嘱託員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部改正)
- 2 池田市非常勤嘱託員の勤務時間及び休暇に関する規則(平成28年池田市規則第32号)の一部を次のように改正する。
第1条中「非常勤嘱託員」の次に「(池田市国際交流員の勤務条件等に関する規則(令和元年池田市規則第15号)に規定する国際交流員を除く。)」を加える。
(池田市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例施行規則の一部改正)
- 3 池田市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例施行規則(平成18年池田市規則第27号)の一部を次のように改正する。
第9条第1号中「場合」の次に「(別表その他の専門的業務の部に規定する国際交流員にあつては、池田市国際交流員の勤務条件等に関する規則(令和元年池田市規則第15号)第12条及び第13条(同条第5項の規定により無給とされるものを除く。)を取得した場合)」を加える。

第10条に次の1項を加える。

- 3 第1項の減額は、その月中における勤務しなかった時間の合計時間により行うものとし、その合計時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上はこれを1時間とし、30分未満はこれを切り捨てる。

池田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月14日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第16号

池田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

池田市営住宅条例施行規則（平成9年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条」を「第50条」に改める。

第20条を第26条とする。

第19条を削る。

第18条の見出し中「の使用料」を「に係る使用料」に改め、同条中「第25条」を「第46条第1項」に、「は、別表第1」を「（以下「使用料」という。）は、別表」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の1項を加える。

（使用料の減免）

第25条 条例第46条第2項の規定による条例第33条第4号に規定する特別の事情は、入居者又はその同居者が大阪府道路交通規則（昭和35年大阪府公安委員会規則第9号）第2条の7第3項第8号に規定する歩行困難者等であって、当該歩行困難者等が同規則別記様式第1号の2の標章又は大阪府公安委員会を除く都道府県公安委員会が発行する当該標章と同種の標章の交付を受け、かつ、当該入居者が家賃等を滞納していない場合とする。

2 既納の使用料については、減免の対象とすることができないものとする。

3 使用料の減免の対象となる自動車は、減免を受けようとする者が居住する住宅1戸につき、1台限りとする。

4 使用料の減免を受けようとする者は、自動車駐車場使用料減免申請書（様式第15号）に減免の対象となることを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、減免の諾否を決定し、自動車駐車場使用料減免決定通知書（様式第16号）により、当該申請をした者に当該諾否を通知するものとする。

第17条第1項中「第3条の8第2項」を「第10条第2項」に改め、同条第2項中「第3条の8第3項」を「第10条第3項」に改め、同条第3項中「第3条の8第4項」を「第10条第4項」に改め、同条第4項中「第3条の8第5項」を「第10条第5項」に改め、同条第5項中「第3条の9第3項」を「第11条第3項」に改め、同条第6項中「第3条の10」を「第12条」に改め、同条第7項中「第3条の11」を「第13条」に改め、同条を第23条とする。

第16条第1項中「住宅返還届」の次に「（様式第14号）」を加え、同条第2項中「第14条第7項」を「第20条第7項」に改め、同条を第22条とする。

第15条を第21条とする。

第14条第7項中「模様替・増築承認申請書」の次に「（様式第13号）」を加え、同条を第20条とする。

第13条第3号及び第4号を削り、同条を第19条とする。

第12条を第18条とする。

第11条中「法規則第11条」を「公営住宅法第27条第6項」に、「により、」を「（様式第12号）に請書を添えて提出し、」に改め、同条を第17条とする。

第10条中「入居者は、」の次に「入居者の」を加え、「変更」を「異動」に改め、「同居者に」の次に「転居、転出又は死亡により」を加え、「を生じた」を「があった」に、「同居者等異動届」を「異動届（様式第11号）」に改め、同条を第16条とする。

第9条第1項中「法規則第10条」を「公営住宅法（昭和26年法律第193号）第27条第5項」に改め、「同居承認申請書」の次に「（様式第10号）」を加え、同条第2項中「第6条第1項第3号」を「第26条第1項第3号」に改め、同条を第15条とする。

第8条の見出し中「及び敷金」を「又は敷金」に改め、同条中「第13条」を「第33条」に、「条例第16条第2項」を「第37条第2項」に、「及び敷金」を「又は敷金」に改め、「家賃・敷金減免、家賃・敷金徴収猶予申請書」の次に「（様式第9号）」を加え、同条を第12条とし、同条の次に次の2項を加える。

（共益費の範囲）

第13条 条例第36条第1項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 給水施設又は昇降機（以下「給水施設等」という。）の維持管理及び運営に要する費用

(2) 前号に掲げるもののほか、市営住宅等の維持管理及び運営に要する費用であって、市長が必要と認めるもの

（共益費の額）

第14条 前条第1号の費用の額は、当該費用のうち給水施設等に係る電気又は水道の使用料金の額に当該給水施設等の維持管理に要した費用の額の2分の1に相当する額を加えた額（その額に10円未満の端数が生じる場合にあっては、これを切り捨てた額）を、当該給水施設等が設置された棟に入居し、通常当該給水施設等を使用すると認められる者について、使用の頻度等を勘案して市長が別に定める方法により按分して得られた額とする。

2 前条第2号の費用の額は、市長が別に定める方法により算定した額とする。

第7条中「第12条第3項」を「第32条第3項」に、「条例第17条第1項」を「第38条第1項」に、「同条第2項に規定する収入の額の決定」を「第2項の規定による認定に係る通知」に、「による」を「（様式第8号）により行うものとする」に改め、同条を第11条とする。

第6条中「。以下「法規則」という。）第8条」を「第7条」に改め、「収入申告書」の次に「（様式第7号）」を加え、同条を第10条とする。

第5条の見出しを「（入居承認書及び請書）」に改め、同条中「第8条第2項」を「第28条第2項」に、「による」を「（様式第5号）により行うものとする」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第9条とする。

2 条例第30条第1項第1号に規定する請書は、請書（様式第6号）とする。

第4条中「第8条第1項」を「第28条第1項」に改め、「市営住宅入居申込書」の次に「（様式第4号）」を加え、同条を第8条とする。

第3条第1項中「第6条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条第2項中「第6条第2項第1号ア」を「第26条第2項第1号ア」に改め、同条第3項中「第6条第2項第1号イ」を「第26条第2項第1号イ」に改め、同条を第7条とする。

第2条の次に次の4条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第3条 条例第21条の規定による申請は、池田市営住宅等指定管理者指定申請書（様式第1号）により市長が別に定める期間内に行わなければならない。

2 条例第21条の規則で定める書類は、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則（平成18年池田市規則第43号）第3条各号に掲げるものとする。

（指定管理者の候補者の選定）

第4条 条例第22条に規定する指定管理者の候補者は、次に掲げる要件を満たすものについて選定するものとする。

- (1) サービスの質の低下を招くことなく経費の縮減を図ることができること。
- (2) 住民の平等な利用を確保し、安心して安全に配慮した市営住宅等の維持管理を図ることができること。
- (3) 安定し、かつ、継続して効果的かつ効率的な運営を図ることができる財政基盤を有していること。
- (4) 市営住宅等の管理を適正かつ確実に行うことができる経理的基礎、技術的能力及び人材を有していること。
- (5) 個人情報適切に管理する体制が整備されていること。
- (6) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市営住宅等の管理に際して必要とする取組を行っていること。

（指定管理者の指定等の通知）

第5条 条例第22条の規定により指定管理者を指定したときは、池田市営住宅等指定管理者指定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 指定管理者の不指定の通知は、池田市営住宅等指定管理者不指定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（指定管理者の指定等の告示）

第6条 市長は、指定管理者を指定したとき又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づきその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

別表第2を削る。

別表第1中「第18条関係」を「第24条関係」に改め、同表に次のように加え、同表を別表とする。

神田住宅		9,000
------	--	-------

別表の次に様式として次の16様式を加える。

（様式 略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定（「。以下「法規則」という。）第8条」を「第7条」に改める部分に限る。）、第7条の改正規定（「同条第2項に規定する収入の額の決定」を「第2項の規定による認定に係る通知」に改める部分に限る。）、第8条（見出しを含む。）の改正規定（「及び敷金」を「又は敷金」に改める部分に限る。）、第9条の改正規定（「法規則第10条」を「公営住宅法（昭和26年法律第193号）第27条第5項」に改める部分に限る。）、第10条の改正規定（「入居者は、」の次に「入居者の」を加え、「変更」を「異動」に改め、「同居者に」の次に「転居、転出又は死亡により」を加え、「を生じた」を「があった」に改める部分に限る。）及び第11条の改正規定（「法規則第11条」を「公営住宅法第27条第6項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定の手續その他の行為は、前項本文の規定による施行の日前においても、この規則による改正後の第3条から第6条まで及び様式第1号から様式第3号までの規定の例により行うことができる。

池田市財務規則及び池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月30日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第17号

池田市財務規則及び池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

(池田市財務規則の一部改正)

第1条 池田市財務規則(昭和39年池田市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第30条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、納入義務者は、市長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により、市長が別に定めるところにより、納入することができる。

(池田市市税条例施行規則の一部改正)

第2条 池田市市税条例施行規則(平成17年池田市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「納付書又は納入書」を「別段の定めがある場合を除き、次の各号のいずれかの方法」に、「又は収納代理金融機関」を「若しくは収納代理金融機関」に改め、「という。）」の次に「又は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により収納の事務の委託を受けた者」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 納付書又は納入書による方法
- (2) 口座振替による方法
- (3) 市長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法

第6条第2項を次のように改める。

- 2 前項後段の規定にかかわらず、同項第2号又は第3号の方法により払い込まれる場合にあつては、領収証書の交付は、省略するものとする。

第6条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市長が指定する出納員は、納税者又は特別徴収義務者から徴収金を領収することができる。この場合において、当該領収を行った出納員は、市税収納書及び領収証書(第3号様式)を交付しなければならない。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

池田市臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月6日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第18号

池田市臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

池田市臨時的任用職員の給与に関する規則(平成28年池田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表発掘調査員の項及び外業作業員の項を削り、同表保育補助(午睡)の項及び留守家庭児童会指導員の項中「950円」を「970円」に改め、同表留守家庭児童会指導員(延長)の項中「1,188円」を「1,213円」に改め、同表預かり保育補助員の項中「950円」を「970円」に改め、給食補助の項中「940円」を「970円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る給与について適用し、同日前の勤務に係る給与については、なお従前の例による。

池田市庁舎の目的外使用に関する使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第19号

池田市庁舎の目的外使用に関する使用料条例施行規則の一部を改正する規則

池田市庁舎の目的外使用に関する使用料条例施行規則（昭和48年池田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「案内板、屋外看板及び自動販売機の設置」を「次に掲げる業務を行うもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 案内板の設置及び管理に係る業務
- (2) 屋外看板の設置及び管理に係る業務
- (3) 自動販売機の設置及び管理運営に係る業務
- (4) 駐車場の設置及び管理運営に係る業務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第20号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成27年池田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第1号中「第19条第1項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「別表第1に定める額」を「零」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども又は同項第3号」を「第19条第1項第3号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「別表第2」を「別表」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第6条を次のように改める。

（保育料の納入期限）

第6条 保育料の納入期限は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用した日の属する月の翌月の末日（当該利用した日の属する月が11月である場合にあっては、12月28日）とする。ただし、当該納入期限に該当する日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する日（以下「銀行の休日」という。）に該当する場合は、当該納入期限に該当する日後においてその日に最も近い銀行の休日でない日を納入期限とする。

第7条第1項中「当該支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

別表第1を削る。

別表第2（備考を除く。）を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

保育料額（月額）

階層区分	各月初日に在籍する教育・保育給付認定子どもの属する世帯の区分	保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護世帯等	円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する特別区民税を含む。以下この表において同じ。）が非課税の世帯	0	0
C1	当該年度分の市町村民税の均等割の額のみが課税される世帯（市町村民税の所得割の額のない世帯）	9,100 (4,550)	8,940 (4,470)
C2	当該年度分の市町村民税の所得割の額の区分（以下「所得割区分」という。）が48,600円未満の世帯	10,750 (5,370)	10,560 (5,280)
D1	所得割区分が48,600円以上62,000円未満の世帯	21,700 (10,850)	21,330 (10,660)
D2	所得割区分が62,000円以上77,101円未満の世帯	25,520 (12,760)	25,080 (12,540)
D3	所得割区分が77,101円以上97,000円未満の世帯	25,520 (12,760)	25,080 (12,540)

D4	所得割区分が97,000円以上169,000円未満の世帯	39,170 (19,580)	38,500 (19,250)
D5	所得割区分が169,000円以上301,000円未満の世帯	45,710 (22,850)	44,930 (22,460)

別表第2備考第1項中「生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の次に「(平成6年法律第30号)」を加え、同表備考第3項中「又は同法」を「及び同法」に改め、同表備考第5項中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、「に指定都市」の次に「(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)」を加え、同表備考第6項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の次に「(昭和39年法律第129号)」を加え、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「同一生計配偶者」の次に「(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者をいう。以下同じ。)」を、「山林所得金額」の次に「(それぞれ同法第22条第2項又は第3項に規定する総所得金額又は退職所得金額若しくは山林所得金額をいう。以下同じ。)」を、「基礎控除」の次に「(同法第86条に規定する基礎控除をいう。以下同じ。)」を加え、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第4号ア中「身体障害者福祉法」の次に「(昭和24年法律第283号)」を加え、同号イ中「療育手帳制度要綱」の次に「(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)」を加え、同号ウ中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の次に「(昭和25年法律第123号)」を加え、同号エ中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「(昭和39年法律第134号)」を、「国民年金法」の次に「(昭和34年法律第141号)」を加え、同項の表を次のように改める。

保育料額(月額)

階層区分	各月初日に在籍する教育・保育給付認定子どもの属する世帯の区分	保育標準時間認定	保育短時間認定
C1	当該年度分の市町村民税の均等割の額のみが課税される世帯(市町村民税の所得割の額のない世帯)	円 3,940	円 3,900
C2	所得割区分が48,600円未満の世帯	4,730	4,700
D1	所得割区分が48,600円以上62,000円未満の世帯	6,510	6,480

別表第2備考第7項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同表備考第8項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「をいう。)」の次に「が教育・保育給付認定子どもであるとき」を加え、同項第1号中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加え、同項第3号中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加え、同表備考第9項及び第10項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同表備考第11項を削り、同表備考第12項を同表備考第11項とし、同表を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育(この項において「特定教育・保育等」という。)に係る保育料について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等に係る保育料については、なお従前の例による。

池田市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

池田市長 富田 裕樹

池田市規則第21号

池田市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立保育所条例施行規則(昭和41年池田市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「保育期間は」を「保育期間は、」に、「に欠けると見込まれる」を「を要する」に、「第1条」を「第1条の5」に、「保育所における保育を要する」を「家庭において必要な保育を受けることが困難である」に改める。

第3条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(保育料)」を付する。

第4条に見出しとして「(延長保育料)」を付し、同条第2項中「当該月の翌月の20日」を「条例第5条第4項の時間外保育を利用した日の属する月の翌月の末日(当該利用した日の属する月が11月である場合にあっては、12月28日)」に改め、同項た

だし書を次のように改める。

ただし、当該納入期限に該当する日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する日（以下「銀行の休日」という。）に該当する場合は、当該納入期限に該当する日後においてその日に最も近い銀行の休日でない日を納入期限とする。

第5条を次のように改める。

（実費徴収）

第5条 市長は、第3条の保育料及び前条第1項の延長保育料のほか、池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第21号）第13条第4項各号に掲げる費用を徴収する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

各月初日に在籍する保育認定子どもの属する世帯の階層区分		延長保育料額 (月額)
階層区分	世帯区分	
A	生活保護世帯等及び当該年度分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する特別区民税を含む。以下この表において同じ。）が非課税の世帯	0円
B	当該年度分の市町村民税が課税される世帯	3,000円

備考

- この表において「保育認定子ども」とは、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。
- この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- この表において「市町村民税が非課税の世帯」とは、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第295条（同条第1項第1号を除く。）の規定に該当する者である世帯をいう。
- この表の規定にかかわらず、延長保育を受ける者が同一世帯に2人以上いる場合の延長保育料額は、当該延長保育を受ける者のうち、最年長のものはこの表（備考を除く。以下この項において同じ。）に定める延長保育料額とし、当該最年長の者の次に年長となるものはこの表に定める延長保育料額の2分の1の額とし、それ以外のもので延長保育を受ける者がいる場合における当該者の延長保育料額は0円とする。
- この表の規定にかかわらず、緊急やむを得ない理由により、臨時に延長保育を受ける者に係る延長保育料額は、1日につき400円とする。
- 4月から8月までの月分の延長保育料の額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

池田市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

池田市長 富田 裕樹

池田市規則第22号

池田市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（平成31年池田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（実費徴収）

第12条 市長は、池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則第1条の保育料、前条第1項の延長保育料及び同条第2項の預かり保育料のほか、池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第21号）第13条第4項各号に掲げる費用を徴収する。

別表第2備考に次の1項を加える。

- 預かり保育を受ける児童が法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもである場合の預かり保育料は、この表（備考を除く。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、この表の規定により算出された当該月分の預かり保育料の額から450円に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額（当該乗じて得た額が当該月分の預かり保育料の額を超える場合は、当該月分の預かり保育料の額）を控除して得た額とする。

様式第4号から様式第6号までの規定中「第12条関係」を「第13条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第12条及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に池田市立幼保連携型認定こども園において行われる保育に係る実費徴収及び預かり保育料について適用し、同日前に池田市立幼保連携型認定こども園において行われた保育に係る実費徴収及び預かり保育料については、なお従前の例による。

池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第23号

池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則の一部を改正する規則

池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則（平成27年池田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第1条各号」を「第1条の5各号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

池田市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第24号

池田市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則

池田市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例施行規則（平成15年池田市規則第25号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年池田市条例第12号）第6条の規定による廃止前の池田市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例（平成4年池田市条例第18号）第2条第1号の私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の1第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等を除く。）に在籍する園児のうち、施行日以後も引き続き在籍するものに係るこの規則による廃止前の池田市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例施行規則の規定に基づく補助金（令和2年3月31日までの間の在籍期間に係るものに限る。）の交付は、なお従前の例による。

池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第25号

池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

池田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年池田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改める。

第3条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付の認定」に改め、同条第1項中「の支給認定」を「の認定」に、「教育・保育給付支給認定申請書」を「子どものための教育・保育給付認定申請書」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「教育・保育給付支給認定申請却下通知書」を「教育・保育給付認定申請却下通知書」に改める。

第4条第1項第1号及び第2号中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に、「介護し」を「介護し、」に改め、同項第3号中「第1条第2号」を「第1条の5第2号」に改め、同項第4号中「第1条第3号」を「第1条の5第3号」に改め、同項第5号中「第1条第10号」を「第1条の5第10号」に改める。

第5条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項第2号及び第3項第2号中「が満1歳に達する日以後の最初の3月31日」を「の保護者の当該子どもに係る育児休業が終了した日の属する月の末日」に改める。

第6条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「入所継続確認調査書兼支給認定現況届」を「入所継続確認調査書兼教育・保育給付認定現況届」に改める。

第7条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「教育・保育給付支給認定変更申請書」を「教育・保育給付認定変更申請書」に改め、同条第2項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第8条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「教育・保育給付支給認定変更認定証交付通知書兼支給認定変更認定証」を「教育・保育給付認定変更認定証交付通知書兼教育・保育給付認定変更認定証」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第9条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「教育・保育給付支給認定取消通知書」を「教育・保育給付認定取消通知書」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「教育・保育給付支給認定変更届出書」を「教育・保育給付認定変更届出書」に改める。

第11条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第25条を第36条とする。

第24条第1項中「様式第26号」を「様式第33号」に改め、同条第2項中「様式第27号」を「様式第34号」に改め、同条を第31条とし、同条の次に次の4条を加える。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請)

第32条 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）の確認を受けようとする者は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（様式第35号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、特定子ども・子育て支援施設等の確認をしたときは特定子ども・子育て支援施設等確認通知書（様式第36号）を、確認することができないときは特定子ども・子育て支援施設等不確認通知書（様式第37号）を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(特定子ども・子育て支援施設等の変更の届出)

第33条 特定子ども・子育て支援施設等の設置者は、府令第53条の3第1項に規定する事項に変更があったときは、10日以内に、特定子ども・子育て支援施設等確認事項変更届出書（様式第38号）を市長に届け出なければならない。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退)

第34条 特定子ども・子育て支援施設等の設置者は、第32条第2項の確認を辞退しようとするときは、その辞退の日の3か月前までに、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届出書（様式第39号）を市長に届け出なければならない。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し等)

第35条 市長は、法第58条の10第1項の規定により第32条第2項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、特定子ども・子育て支援施設等確認取消（停止）通知書（様式第40号）により特定子ども・子育て支援施設等の設置者に通知するものとする。

第23条中「第18条第2項」を「第25条第2項」に、「様式第25号」を「様式第32号」に改め、同条を第30条とする。

第22条中「第18条第2項」を「第25条第2項」に、「様式第24号」を「様式第31号」に改め、同条を第29条とする。

第21条中「第18条第2項」を「第25条第2項」に、「様式第23号」を「様式第30号」に改め、同条を第28条とする。

第20条中「様式第22号」を「様式第29号」に改め、同条を第27条とする。

第19条第1項中「様式第21号」を「様式第28号」に改め、同条を第26条とする。

第18条第1項中「様式第18号」を「様式第25号」に改め、同条第2項中「するとき」を「したとき」に、「様式第19号」を「様式第26号」に、「様式第20号」を「様式第27号」に改め、同条を第25条とする。

第17条の見出し中「特定教育保育施設」を「特定教育・保育施設」に改め、同条中「第12条第2項」を「第19条第2項」に、「様式第17号」を「様式第24号」に改め、同条を第24条とする。

第16条中「第12条第2項」を「第19条第2項」に、「様式第16号」を「様式第23号」に改め、同条を第23条とする。

第15条中「第12条第2項」を「第19条第2項」に、「様式第15号」を「様式第22号」に改め、同条を第22条とする。

第14条中「様式第14号」を「様式第21号」に改め、同条を第21条とする。

第13条第1項中「様式第13号」を「様式第20号」に改め、同条を第20条とする。

第12条第1項中「様式第10号」を「様式第17号」に改め、同条第2項中「するとき」を「したとき」に、「様式第11号」を「様式第18号」に、「様式第12号」を「様式第19号」に改め、同条を第19条とする。

第11条の次に次の7条を加える。

(施設等利用給付認定の申請)

第12条 小学校就学前子どもの保護者は、法第30条の5第1項の規定により同項に規定する認定（以下、「施設等利用給付認定」という。）を受けようとするときは、子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る小学校就学前子どもの保護者が法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に該当すると認めるときは、施設等利用給付認定通知書（様式第11号）により当該申請に係る小学校就学前子どもの保護者に通知する。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、当該申請に係る小学校就学前子どもの保護者が施設等利用給付認定保護者に該当しないと認めるときは、施設等利用給付認定申請却下通知書（様式第12号）により当該申請に係る小学校就学前子どもの保護者に通知する。

（施設等利用給付認定の有効期間）

第13条 府令第28条の5第4号ロの規定により市が定める期間は、90日とする。

2 府令第28条の5第6号の規定により市が定める期間（当該法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子ども（以下「施設等利用給付認定子ども」という。）に係る施設等利用給付認定保護者が府令第1条の5第9号に掲げる事由に該当する場合に限る。）は、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間とする。

(1) 府令第28条の5第2号に規定する期間

(2) 当該育児休業に係る子どもの保護者の当該子どもに係る育児休業が終了した日の属する月の末日までの期間

（施設等利用給付認定の現況届）

第14条 施設等利用給付認定保護者は、法第30条の7の規定により施設等利用給付認定現況届（様式第13号）を市長に届け出なければならない。

（施設等利用給付認定の変更の認定の申請）

第15条 法第30条の8第1項の規定により、既に受けた施設等利用給付認定の変更の認定を受けようとするときは、子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「前項」とあるのは、「第15条第1項」と読み替えるものとする。

（職権による施設等利用給付認定の変更）

第16条 市長は、法第30条の8第4項の規定により職権で施設等利用給付認定の変更をしたときは、施設等利用給付認定変更通知書（様式第14号）により施設等利用給付認定保護者に通知する。

（施設等利用給付認定の取消し）

第17条 市長は、法第30条の9第1項の規定により施設等利用給付認定を取り消したときは、施設等利用給付認定取消通知書（様式第15号）により施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

（施設等利用給付認定の申請内容の変更の届出）

第18条 施設等利用給付認定保護者は、府令第28条の12第1項の規定により施設等利用給付認定の申請内容に変更があったときは、施設等利用給付認定変更届出書（様式第16号）を市長に届け出なければならない。

様式第1号を次のように改める。

（様式 略）

様式第2号中「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「支給認定区分」を「教育・保育給付認定区分」に、「認定区分等」を「教育・保育給付認定区分」に、「教育・保育給付支給認定変更申請書」を「教育・保育給付認定変更申請書」に、「教育・保育給付支給認定変更届出書」を「教育・保育給付認定変更届出書」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に改める。

様式第3号中「教育・保育給付支給認定申請却下通知書」を「教育・保育給付認定申請却下通知書」に、「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に改める。

様式第4号中「入所継続確認調査書兼支給認定現況届」を「入所継続確認調査書兼教育・保育給付認定現況届」に、「池田市長様」を「（宛先）池田市長」に、「支給認定に」を「認定に」に改める。

様式第5号中「教育・保育給付支給認定変更申請書」を「教育・保育給付認定変更申請書」に、「池田市長様」を「（宛先）池田市長」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「1. 認定区分」を「1. 教育・保育給付認定区分」に、「支給認定区分」を「教育・保育給付認定区分」に、「支給認定に」を「認定に」に改める。

様式第6号中「教育・保育給付支給認定変更認定証交付通知書兼支給認定変更認定証」を「教育・保育給付認定変更認定証交付通知書兼教育・保育給付認定変更認定証」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定区分」を「教育・保育給付認定区分」に、「認定区分等」を「教育・保育給付認定区分等」に、「教育・保育給付支給認定変更申請書」を「教育・保育給付認定変更申請書」に、「教育・保育給付支給認定変更届出書」を「教育・保育給付認定変更届出書」に改める。

様式第7号中「教育・保育給付支給認定取消通知書」を「教育・保育給付認定取消通知書」に、「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に改める。

様式第8号中「教育・保育給付支給認定変更届出書」を「教育・保育給付認定変更届出書」に、「池田市長様」を「（宛先）池田市長」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定に」を「認定に」に改める。

様式第27号中「第24条関係」を「第31条関係」に、「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、同様式を様式第34号とする。

様式第26号中「第24条関係」を「第31条関係」に、「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、同様式を様式第33号とする。

様式第25号中「第23条関係」を「第30条関係」に改め、同様式を様式第32号とする。

様式第24号中「第22条関係」を「第29条関係」に、「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、同様式を様式第31号とする。

様式第23号中「第21条関係」を「第28条関係」に、「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、同様式を様式第30号とする。

様式第22号中「第20条関係」を「第27条関係」に、「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、同様式を様式第29号とする。

様式第21号中「第19条関係」を「第26条関係」に、「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、同様式を様式第28号とする。

様式第20号中「第18条関係」を「第25条関係」に改め、同様式を様式第27号とする。

様式第19号中「第18条関係」を「第25条関係」に改め、同様式を様式第26号とする。

様式第18号中「第18条関係」を「第25条関係」に、「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、同様式を様式第25号とする。

様式第17号中「第17条関係」を「第24条関係」に改め、同様式を様式第24号とする。

様式第16号中「第16条関係」を「第23条関係」に、「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、同様式を様式第23号とする。

様式第15号中「第15条関係」を「第22条関係」に、「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第14号中「第14条関係」を「第21条関係」に、「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第13号中「第13条関係」を「第20条関係」に、「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第12号中「第12条関係」を「第19条関係」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第11号中「第12条関係」を「第19条関係」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第10号中「第12条関係」を「第19条関係」に、「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、同様式を様式第17号とし、様式第9号の次に次の7様式を加える。

(様式 略)

様式第34号の次に次の6様式を加える。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式第1号、様式第4号、様式第5号、様式第8号、様式第10号、様式第13号から様式第16号まで、様式第18号、様式第21号から様式第24号まで、様式第26号又は様式第27号により提出されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式第1号、様式第4号、様式第5号、様式第8号、様式第17号、様式第20号から様式第23号まで、様式第25号、様式第28号から様式第31号まで、様式第33号又は様式第34号により提出された書類とみなす。

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第26号

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

池田市行政組織及び事務分掌規則(昭和58年池田市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第9条第7項第3号中サを削り、シをサとし、スを削り、セをシとし、ソをセとし、セの前に次のように加える。

ス 施設等利用給付の支給に関すること。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第27号

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年池田市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「一部自己負担額」の次に「(医療機関又は審査支払機関(健康保険法第76条第5項の規定により委託し、審査及び支払に関する事務を行う社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)の規定による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。)から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供があった医療のうち、同法又は社会保険各法の規定に基づき一部負担金の額の端数を切り捨て、又は切り上げる前の額(この項において「端数処理前の額」という。)が500円未満の医療にあつては、当該端数処理前の額)」を加える。

第11条第1項中「提出することにより、更新申請をすることができる」を「提出しなければならない」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、公簿等を確認することにより、第1項の期日において医療証を交付していた者が資格要件を継続して満たしているか否かについて確認できるときは、受給者に第1項に規定する手続を省略させることができる。

第11条に次の1項を加える。

5 市長は、前項の規定により受給者に第1項に規定する手続を省略させた場合においては、当該受給者が受給に係る資格を有すると認めるときは医療証を、受給に係る資格を有しないと認めるときは重度障がい者医療費助成制度資格喪失通知書(様式第5号)を、それぞれ受給者に交付する。

様式第3号中

住 所	大阪府池田市
-----	--------

 を

住 所	
-----	--

 に、「保険証」を「健康保険証」に、

「4 対象者としての資格がなくなったとき、又は有効期間を経過したときは、この証は使えませんので、速やかにお返してください。」を

「4 対象者としての資格がなくなったとき、又は有効期間を経過したときは、この証は使えなくなりますので、速やかにお返してください。」

なお、資格がなくなってからもこの証で治療を受けた場合、助成された医療費は池田市に返還していただきますのでご注意ください。」に、「汚して使えなくなったり、又は失くしたりしたときは」を「汚したり、又はなくしたりしたときは、」に改める。

(池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則(昭和55年池田市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「一部自己負担額」の次に「(医療機関又は審査支払機関(健康保険法第76条第5項の規定により委託し、審査及び支払に関する事務を行う社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)の規定による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。)から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供があった医療のうち、同法又は社会保険各法の規定に基づき一部負担金の額の端数を切り捨て、又は切り上げる前の額(この項において「端数処理前の額」という。)が500円未満の医療にあつては、当該端数処理前の額)」を加える。

第8条第1項中「提出することにより、更新申請をすることができる」を「提出しなければならない」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、公簿等を確認することにより、第1項の期日において医療証を交付していた者が資格要件を継続して満たしているか否かについて確認できるときは、受給者に第1項に規定する手続を省略させることができる。

第8条に次の1項を加える。

4 市長は、前項の規定により受給者に第1項に規定する手続を省略させた場合においては、当該受給者が受給に係る資格を有すると認めるときは医療証を、受給に係る資格を有しないと認めるときはひとり親家庭医療費助成制度資格喪失通知書(様式第5号)を、それぞれ受給者に交付する。

様式第3号を次のように改める。

(様式 略)

(池田市児童医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 池田市児童医療費の助成に関する条例施行規則（平成6年池田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

第1条中「池田市児童医療費の助成に関する条例」を「池田市子ども医療費の助成に関する条例」に改める。

第3条第5項中「一部自己負担額」の次に「（医療機関又は審査支払機関（健康保険法第76条第5項の規定により委託し、審査及び支払に関する事務を行う社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）の規定による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。）から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供があった医療のうち、同法又は社会保険各法の規定に基づき一部負担金の額の端数を切り捨て、又は切り上げる前の額（この項において「端数処理前の額」という。）が500円未満の医療にあつては、当該端数処理前の額）」を加える。

第4条第1項中「児童医療証交付（更新）申請書」を「子ども医療証交付（更新）申請書」に改める。

第6条中「ときは、」を「場合は、」に、「児童医療証交付申請却下決定通知書」を「子ども医療証交付申請却下決定通知書」に改める。

第7条第1項中「満15歳」を「満18歳」に改める。

第8条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、公簿等を確認することにより、第1項の期日において医療証を交付していた者が資格要件を継続して満たしているか否かについて確認できるときは、受給者に第1項に規定する手続を省略させることができる。

第8条に次の1項を加える。

4 市長は、前項の規定により受給者に第1項に規定する手続を省略させた場合においては、当該受給者が受給に係る資格を有すると認めるときは医療証を、受給に係る資格を有しないと認めるときは子ども医療費助成制度資格喪失通知書（様式第5号）を、それぞれ保護者に交付するものとする。

第9条第1項中「児童医療証再交付申請書」を「子ども医療証再交付申請書」に改める。

第11条第2項中「場合には」を「場合は」に、「児童医療費助成制度資格変更（喪失）届」を「子ども医療費助成制度資格変更（喪失）届」に改める。

様式第2号中「児童医療証交付（更新）申請書」を「子ども医療証交付（更新）申請書」に、「池田市長様」を「（宛先）池田市長」に、「池田市児童医療費」を「池田市子ども医療費」に、「児童該当」を「子ども該当」に、「（児童）」を「（子ども）」に改める。

様式第3号中「児童医療」を「子ども医療」に改める。

様式第4号中「児童医療証交付申請却下決定通知書」を「子ども医療証交付申請却下決定通知書」に、「児童医療証交付（更新）申請」を「子ども医療証交付（更新）申請」に、「児童医療費助成制度」を「子ども医療費助成制度」に、「氏名」を「子ども氏名」に、「6ヶ月」を「6か月」に改める。

様式第5号中「児童医療費助成制度資格喪失通知書」を「子ども医療費助成制度資格喪失通知書」に、「児童医療費助成制度」を「子ども医療費助成制度」に改める。

様式第6号中「児童医療証再交付申請書」を「子ども医療証再交付申請書」に、「池田市長様」を「（宛先）池田市長」に、「（児童）」を「（子ども）」に改める。

様式第8号中「児童医療費助成資格変更（喪失）届」を「子ども医療費助成資格変更（喪失）届」に、「池田市長様」を「（宛先）池田市長」に、「児童医療費の」を「子ども医療費の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則及び第3条の規定による改正後の池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正前の池田市児童医療費の助成に関する条例施行規則第6条、第8条及び第9条の規定により発行された医療証については、施行日以後令和2年6月30日までの間においては、改正後の池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

（池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正）

4 池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年池田市規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表13の項中「池田市児童医療費の助成に関する条例」を「池田市子ども医療費の助成に関する条例」に改め、同表14の項中「池田市児童医療費の助成に関する条例」を「池田市子ども医療費の助成に関する条例」に、「池田市児童医療費助成関係情報」を「池田市子ども医療費助成関係情報」に改め、同表15の項中「池田市児童医療費助成関係情報」を「池田市子ども医療費

助成関係情報」に改める。

(池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

- 5 池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(平成30年池田市規則第12号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「池田市児童医療費の助成に関する条例」を「池田市子ども医療費の助成に関する条例」に、「池田市児童医療費助成関係情報」を「池田市子ども医療費助成関係情報」に改める。

(池田市公印規則の一部改正)

- 6 池田市公印規則(昭和37年池田市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表2専用公印の表中「児童医療医療証」を「子ども医療医療証」に改める。

(準備行為)

- 7 第3条の規定による改正後の池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定による必要な手続その他の行為は、この規則の施行日前においても、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定の例により行うことができる。

池 田 病 院

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和元年9月27日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第2号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程(昭和42年池田市病院管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第11中

看護補助者(介助なし)	940円	7,300円
-------------	------	--------

 を

看護補助者(介助なし)		
-------------	--	--

940円	7,300円
------	--------

 に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

上 下 水 道 部

池田市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和元年9月30日

池田市上下水道事業管理者職務代理人 上下水道部長 西 村 俊 二

池田市上下水道管理規程第3号

池田市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

池田市指定給水装置工事事業者規程(平成10年池田市水道管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第14条第5号ア中「第4条」を「第6条」に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

教 育 委 員 会

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和元年7月24日

池田市教育委員会規則第2号

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係規則の整備に関する規則

(池田市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

第1条 池田市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(平成29年池田市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

本則中「次に掲げる」を「池田市立総合スポーツセンターの指定管理者の選定及び評価に係る附属機関への諮問及び当該附属機関からの答申の受領に関する」に改め、本則各号を削る。

(池田市立幼稚園条例施行規則の一部改正)

第2条 池田市立幼稚園条例施行規則(平成4年池田市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第7条」に改める。

第6条から第12条までを削る。

第13条中「様式第8号」を「様式第3号」に、「様式第9号」を「様式第4号」に改め、同条を第6条とし、第14条を第7条とする。

様式第2号の2から様式第7号までを削る。

様式第8号中「様式第8号(第13条関係)」を「様式第3号(第6条関係)」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第9号中「様式第9号(第13条関係)」を「様式第4号(第6条関係)」に改め、同様式を様式第4号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の池田市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に池田市立幼稚園において行われた教育に係る保育料の算出及び保育料決定通知書の印刷に関する事務については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の池田市立幼稚園条例施行規則(以下「新幼稚園条例施行規則」という。)の規定にかかわらず、施行日前に池田市立幼稚園において行われた教育に係る保育料に関する規定は、なお従前の例による。

4 新幼稚園条例施行規則の規定にかかわらず、前項の規定により使用する書類については、なお従前の様式によることができる。